

## 令和7年度第2回白井市国民健康保険運営協議会

日時：令和7年8月28日（木）午後3時から

場所：白井市役所本庁舎4階 中委員会室

○事務局 会議が始まる前に、お配りした資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送にてお配りした資料として、

まず、「令和7年度 第2回白井市国民健康保険運営協議会 次第」

2つ目といたしまして、ホチキスされたもので、「議題1 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）」

3つ目といたしまして、同じくホチキス止めされたもので、「議題2 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出について」になります。

また、本日お配りした資料といたしまして、本日の会議の席次表となります。

以上となりますが、不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

定刻まで、もう少々お待ちください。

○事務局 それでは、定刻となりましたので、令和7年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、会議の開催に当たりまして、●●会長から御挨拶をお願いいたします。

○議長 会議の前に、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、本会議に出席いただき誠にありがとうございます。本日は、どうぞよろしくお願ひします。

今回の会議には、事務局から議題が2件、出されております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂き、会議が円滑に進むよう、御協力のほどよろしくお願ひします。

今年は梅雨が短く、全国的に35度以上を超えるような猛暑の日が続いており、昼夜を問わず、身体の負担が皆さん大きいと思いますので、くれぐれも健康に留意され、御活躍のほどよろしくお願ひしつつ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、池内健康子ども部長から御挨拶を申し上げます。

○事務局 皆さん、こんにちは。本来であれば、笠井市長が御挨拶申し上げるところではございますが、本日、所用がございまして不在のため、代理で御挨拶をさせていただきます。

本日は、御多忙の中、本協議会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から市の国民健康保険事業に対し、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、国民健康保険など公的健康保険を取り巻く環境といたしましては、少子高齢化、また、人口減少社会において、全世代型社会保障改革により、持続的な社会保障制度の構築を進めているところです。

今後は、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現していくためにも、外国人を含めた社会保障の適正化に向けた整備も進めていく必要があります。

本日の議題では、令和7年度国保会計の補正予算（案）、また、令和6年度国保会計の歳入歳出決算（案）の2つの案件について、御審議をお願いいたします。

結びとなりますが、先ほども●●会長からも御挨拶いただいたように、全国的に記録的な気温の上昇が起こっており、今後も全国的に厳しい暑さが続くと思います。委員の皆様におかれましては、熱中症などお気をつけいただき、健康に十分留意し、御活躍されますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。

本日の会議は、●●委員から欠席との御連絡を頂いておりますので、ここで報告させていただきます。

本日の出席委員は9名で、委員の半数以上でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立することを申し添えます。

なお、●●委員と●●委員につきましては、委員改選後、初めての御出席になりますので、一言、御挨拶をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○●●委員 今、紹介いただいた●●です。健康保険の厳しい情勢と我々が行っている医療との整合性がうまくいきますように願っております。本年も、またよろしく申し上げます。

○●●委員 公益代表の●●と申します。公益代表であるとともに、自分自身も社会保険労務士をやっておりますので、国民健康保険の今、財政とかが厳しい中で、こういった形でやり繰りされているのかとか、御苦労とか、その辺も興味がありまして引き受けをさせていただきました。微力ながら貢献できるように頑張りますので、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、この会議は、同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、●●会長、議事進行をよろしく願います。

○議長 議題に入る前に、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局 おりません。

○議長 それでは、議事に進めさせていただきたいと思います。円滑な議事進行について、皆様の御協力のほどよろしくお願いします。

初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、原則、公開となっておりますが、いらっしゃらないということなので、このまま議事進行をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、議題1、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局 保険税系の今井でございます。議題1について、御説明させていただきます。

議題1、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について御説明いたします。

議題1と書かれている資料をお出してください。こちらの資料に基づいて御説明させていただきます。

令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）は、歳入歳出予算に7, 102万2, 000円を増額し、歳入歳出それぞれ59億8, 598万4, 000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたしますので、2ページの中段を御覧ください。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、補正予算205万7, 000円の増については、国民健康保険担当職員に係る人件費で、令和7年4月1日の人事異動に伴い、現在の職員の支給内容に改めるため、所要額を補正するものです。

また、子ども・子育て支援費に係るシステム改修費に対する補助金への財源振替もするものです。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分、補正額2, 760万9, 000円の増。次の3款2項1目、一般被保険者後期高齢者支援費分等分、補正額1, 243万円の増。

次の3ページを御覧ください。3款3項1目、介護納付金、補正額55万4,000円の増。以上については、県に納めるもので、国民健康保険事業に要する費用である令和7年度の国民健康保険事業費納付金の額が確定したため、それぞれ所要額を補正するものです。

6款、諸支出金、1項2目、償還金188万7,000円の増は、前年度の特定健康診査等負担金及び災害臨時特例補助金の清算に伴う返還金を増額するものです。

同じく6款、諸支出金、2項1目、一般会計繰出金、補正額2,648万5,000円の増については、令和6年度一般会計繰入金の清算に伴う返還金のため、所要額を増額するものです。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入予算を御説明しますので、2ページの上段を御覧ください。

2款、国庫支出金、1項2目、子ども・子育て支援費補助金、補正額44万円の増については、子ども・子育て支援制度に係る事業費補助金を増額補正するものです。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、補正額161万7,000円の増については、歳出の1款1項1目、一般管理費の人件費の増額補正に伴い、所要額を増額するものです。

5款、繰越金、1項1目、繰越金、補正額6,896万5,000円の増は、歳出の3款、国民健康保険事業費納付金及び6款、諸支出金の補正予算に係る財源として、所要額を補正するものでございます。

歳入予算については、以上でございます。

なお、本補正予算につきましては、本日の会議で審議した後、令和7年9月市議会定例会に上程する予定でございます。

以上で、議題1についての説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたけれども、何か御質問等がございましたら、挙手でお願いします。

どうぞ。

○●●委員 ●●と申します。歳入の子ども・子育て支援制度に係る事業費補助金の増額補正と、歳出の部分で、子ども・子育て支援システム改修費等費用等に伴う補助金への財源振替と2種類書いてあるのですけれども、この辺の中身がよく分からないので、もう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○事務局 まず、子ども・子育て支援費システム新規事業ということで、当初予算で子ども・子育て支援費に関するシステム改良費は計上していたところなのですけ

れども、それに伴う補助金の制度が設定されたため、こちらを一般財源から、補助金を使用するものに変更するというを今回の補正で行うものです。

子ども・子育て支援制度というものは、子ども家庭庁が設置されまして、令和8年の4月から、それぞれ今まで高齢者への支援費制度と同じように、子ども・子育て世帯に対する様々な支援を行うものを国民健康保険からも皆さんから支援することで設定されているもので、実際の補助する金額ですとか、細かな内容については、今後示される予定なのですが、システムの改修の補助につく補助金については、予算時期等も関わりますので、ここで改修の費用を補正ということで示させていただいたところでございます。

以上でございます。

○●●委員 ということは、当初予定していなかった補助金が入ってきたので、予測の部分の財源を他に変更したということですか。

○事務局 はい。一般会計から。

○●●委員 ちなみに、子ども・子育て支援システムというのは、例えば、お子さんたちの医療費無料化とか、そういったものに係るものですか。こういった中身なののでしょうか。

○事務局 何点かあるのですが、その中の一部になるかと思えます。市で使用している国民健康システムの修正をしないと、そうした対応ができないので、そちらについての電算会社のシステムの変更をしていただく費用ということで計上させていただいたものでございます。

○●●委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。他にどなたかございませんか。  
どうぞ。

○事務局 今回の議題の資料の中で、2ページの一番下のところで納付金の補正理由のところ、1, 243万円の増額補正をしたところの説明の欄が減額補正となっていますけれども、増額補正の誤りですので、申し訳ございませんが訂正させていただきます。

○議長 どなたか御質問ございませんか。

ないようでしたら、議題1、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）なのですが、賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員ですね。ありがとうございました。

それでは、第1号の（案）を消していただきたいと思います。

では、議題1、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）の（案）を消していただいて、原案のとおり可決させていただきました。ありがとうございました。

以上で、議題1、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）を終了させていただきます。

では次に、議題2に入らせていただきたいと思います。

議題2、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局 それでは、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について、御説明いたします。

議題2と書かれている資料をお出しく下さい。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

当初予算額60億5,544万4,000円に2,788万3,000円を増額補正し、予算現額は60億8,332万7,000円となっております。

歳入は、前年度からの繰越額1億6,931万9,346円と令和6年度の実質収入を併せて57億209万1,723円、対予算収入率93.7%でした。

歳出では、総支出額は55億9,987万8,122円、対予算執行率92.1%で、歳入と歳出の差引額は1億221万3,601円となりました。

差引額1億221万3,601円は、翌年度の予算へ繰り越しされます。

次に、前年度比較でございますが、1ページの下の方の表を御覧ください。

令和6年度の収入済額の合計57億209万2,000円は、令和5年度の総収入額の合計58億6,427万5,000円と比較し、1億6,218万3,000円の減額となっております。

この減額の主な原因は、国民健康保険加入者の減による保険税額の減となるものです。また、県支出額は、歳出保険給付費が減となったことにより減額となるものです。

次に、歳出の前年度比較でございます。

2 ページを御覧ください。

令和6年度の歳出済額の合計55億9,987万8,000円は、令和5年度の支出済額の合計56億9,495万5,000円と比較し、9億5,077万円の減額となっています。

この主な減額原因は、1人当たりの保険診療に係る診療件数の減に伴う保険給付費の減や、令和5年度実質収支に基づく基金積立金の減によるものです。

次に、決算概要について御説明いたします。

歳入の決算概要から説明いたしますので、3 ページを御覧ください。

1 款、国民健康保険税の収入済額は、12億5,892万2,191円です。収入済額の内訳は、現年分が11億5,552万5,567円、過年度分、滞納繰越が1億339万6,624円です。

2 款、国庫県支出金については、収入済額は119万7,000円となっております。これは災害臨時特例補助金、東日本大震災により被災した被保険者への減免措置に対する補助金4万3,000円。

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に対する補助金115万4,000円。

3 款の県支出金については、収入済額は37億8,290万8,814円で、内訳としましては、保険給付費等交付金37億8,275万2,814円、健康増進事業補助金15万6,000円となっております。このうち、保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の財源とするために全額が県より交付されるものとなっております。

4 款、繰入金については、収入済額4億3,431万3,071円で、内訳としましては、保険基盤安定繰入金2億5,034万1,221円。これは所得が一定の基準以下の世帯に対する保険税を減額する制度があるのですが、この減額した分について、国・県・市が補填するものです。

未就学児均等割保険税繰入金207万9,340円。未就学児の均等割保険税の軽減額を繰り入れるものです。

職員給与費等繰入金1億4,601万2,000円。これは職員給与費や国保事務に係る一般管理費用について補填するものです。

出産育児一時金等繰入金1,333万3,000円。こちらは、出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れることとなっております。

財政安定化支援事業繰入金1,856万3,429円。これは国保財政の安定的運営のために、高齢者保険者数などに応じて一般会計から繰り入れるものです。

産前産後保険税繰入金38万5,081円。これは令和6年1月1日施行されたもので、前産後期間に当たる国民健康保険加入者がいる世帯に対し、該当者の均等

割額及び所得割額の減額を繰り入れるものでございます。

これらの繰入金は、一般会計から国保会計に繰り入れるよう国通知により行っている法定繰入となっております。

4 ページを御覧ください。

5 款、繰越金については、収入済額 1 億 6, 931 万 9, 346 円で、これは令和 5 年度の歳入総額と歳出総額の差引額を令和 6 年度に繰り越したものでございます。

6 款、諸収入については、収入済額は 5, 543 万 1, 301 円で、主な内訳としましては、保険税延滞金が 3, 928 万 1, 761 円、第三者納付金が 915 万 5, 310 円。これは被保険者の傷病の原因が第三者に当たる場合における第三者からの賠償金で、一番多いのは、被保険者が交通事故などでけがをした場合に、加害者の保険会社から支払われるものです。

保険給付費返納金が 688 万 8, 230 円。これは被保険者が会社の保険など他の保険に移ったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使用してしまった場合における保険給付費の返納金のことです。

歳入の決算概要は以上になります。

続きまして、歳出の決算概要を御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

1 款、総務費については、支出済額は 1 億 595 万 3, 844 円で、内訳としましては、一般管理費 9, 272 万 4, 944 円。このうち約 7 割が職員人件費で、残りの 3 割が国保事務に係る経費で、郵送料や委託料です。

連合会負担金 175 万 5, 000 円。国保連合会加入の保険者が負担するものとなっております。

徴税费 1, 089 万 9, 124 円。これは賦課徴収に係る納税通知書等や郵送料、納税通知書を作成するための電算委託料、コンビニ収納手数料などです。

運営協議会費 17 万 9, 040 円。主なものは、委員の報酬費などです。

趣旨普及費 39 万 5, 736 円。国保制度の周知のため、パンフレットなどを作成しております。

そして、総務費全体の不用額 1, 302 万 200 円は、翌年度の会計で一般会計に返還することになります。

2 款、保険給付費については、支出済額 37 億 3, 289 万 7, 296 円で、主な支出の内訳としましては、療養諸費 32 億 3, 060 万 9, 610 円。主なものは、医科・歯科・調剤など、医療機関に支払う診療報酬費となっております。

高額療養費 4 億 8, 948 万 5, 744 円。被保険者が 1 か月に自己負担額が一定の基準を超えた場合に給付する費用です。

出産育児諸費 940 万 1, 942 円。被保険者が出産した場合に、令和 5 年度か

ら1人当たり50万円が支給されています。葬祭諸費が340万円で、葬祭で1件5万円が支給されます。

3款、国民健康保険事業費納付金については、支出済額が16億8,533万8,771円。内訳としましては、医療給付費分11億1,484万8,748円、後期高齢者支援金等分4億2,844万1,566円、介護納付金分1億4,204万8,457円でした。これらの納付金は、県から市に交付される保険給付費等交付金の財源とするため、県が積算した額を県に納めるものとなっております。

6ページを御覧ください。

共同事業拠出金については、支出済額は0円でした。共同事業拠出額とは、退職医療制度該当データ作成のため、国民健康保険団体連合会に負担するものとなっております。

5款、保健事業費については、支出済額は5,697万7,940円で、内訳としましては、特定健康診査等事業費3,580万7,118円。主なものは、特定健診に係る検査委託料です。

保健事業費2,117万822円。人間ドック受検費用助成事業。ドックの助成額の上限は2万円となっております。他にデータヘルス事業に要する経費となっております。

6款、基金積立金は、令和6年度は基金への積立は行いませんでした。現在の基金の残高は3億7,345万6,137円となっております。

7款、諸支出金は、支出済額は1,871万271円で、内訳としましては、保険税還付金851万5,726円。これは被保険者等が前年度以前に遡り、国民健康保険の資格喪失の手続を行ったり、所得の修正申告を行ったりしたことによって国民健康保険税が変更となった結果、納め過ぎとなっている保険税を還付するものです。

補助金等返還金25万8,000円。これは前年度の補助金が確定したことにより、前年度分の補助金を返還するものです。

一般会計繰出金993万6,545円。これは前年度の事務費が確定したことにより、一般会計から繰入れしていた額の残額を一般会計に返還するものです。

予備費につきましては、支出額は0円となっております。

概要の説明は以上となります。

なお、この決算については、監査委員により決算審査済みとなっております、会計管理者により議会に報告予定でございます。

以上で議題2についての説明を終わります。

○議長 ありがとうございました。

今、事務局から説明が終わりましたが、何か御質問や御意見等はございませんか。どうぞ。

○●●委員 内容についてではないのですけれども、決算監査で監査委員さんの審査を受けて、議会で決算処理されているのですよね。それまでの間に、この決算の中身というのは、この委員会などにかけないといけないような、そういう中身なのですか。既に監査委員さんが見られて、全部固まっているものをなぜ、この場で一々審査するのかというか、議題に上げるのかなと、ふと疑問に思ったものですから。

○議長 どうぞ。

○事務局 確かにこちらの運営協議会の中には、審議いただく事項もあれば、報告させていただく事項もありまして、どちらかというとな決算報告のような内容になっておりますので、昨年度の状況としての内容を、御報告のような形になります。

○●●委員 報告事項のようなものとして、委員の意見等を伺うという感じですね。

○事務局 はい。

○●●委員 分かりました。

○議長 どうぞ。

○●●委員 これも疑問に思ったことなもので、大したことではないのですけれども、5ページのところの2款、保険給付費のところ、一番右側の支出済Bの内訳のところ、3つ目の丸のところすと、給付金等で1人50万円で、円単位のものまで出ていて。葬祭諸費のほうは、多分1件5万円ということで、これはぴったりいっているのかなと思うのですけれども、それと比べて思ったのが、出産育児諸費というのは、事務経費とか差額とかがあるから1人50万円なののですけれども、何か端数があったのでしょうか。疑問に思っただけなののですけれども。

○事務局 通常、令和5年4月1日からは、50万円になったところなののですけれども、例えば、海外出産の場合は、産科医療補償制度に入っていないので、1万2,000円を引いた48万8,000円の支給となっていたり、時効は2年間ありますので、年度を超えて、例えば、直接支払い制度を利用しないでされた方や差額がある方は、その分を市役所に申請をしていただくかたちになりますので、ぴったりゼロが並ぶというかたちにはなりません。

○事務局 絶対50万円というわけではなく、そうではないところも数少ないところがあるので、そういったものも合わせると端数になる処理になります。

○●●委員 逆に、葬祭諸費というのは、多分そういうのがないということなのですか。

○事務局 こちらは定額5万円。

○●●委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 事務局から何か説明がありますか。

○事務局 以上です。

○議長 よろしいですか。他にどなたか。  
どうぞ。

○●●委員 この内容に直接の質問ではないのですが、5ページの保険給付費の高額療養費ありますよね。今年の国の予算で限度額を引き上げるという案がありましたけれども、廃案になりましたけれども、この先また限度額上がる予想はあるのですか。これは国の方針だから、何とも言えないと思うのですが。

○事務局 秋以降、また検討するということでありましたので、私もすごくそれを気にしていたので、情報収集はしているところなのですが。

○●●委員 共済組合とか健保組合に加入している方は、大体、付加給付があるので、個人的には関係ない人が大部分、多いのですが、今、私なんかは、国民健康保険の被保険者になった場合、直接影響出てしまうものですから、どういうものかなと思ひまして。そこは、もっと上のまだまだ先のことですよ。

○事務局 1回駄目になってしまったと言いましょか、また検討するになって、そこから止まってしまっている状況だと思うのですが。基準額が上がるということは、国保、社保かかわらず、皆様に影響出ていってしまうものですので、答えはそう簡単には出ないと思ひます。

○事務局 たしか前回、高額療養費の関係の私、触れたかもしれないのですが、何分、政令で決まるものになっておりますので、ここでそれに対して、それも結局、上がった場合には御報告という形で。

○委員 ただ、我々より事務局のほうが情報入っているのかなと思ひまして。

○事務局 申し訳ございません。その情報に関しましては、それ以上のものは得られていないというところが現実です。

○●●委員 分かりました。

○議長 皆さん、よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 他にどなたか。

どうぞ。

○●●委員 興味という部分もあるのですけれども、今の同じ5ページの2款、保険給付のところ、療養諸費と、あえて傷病手当金は独立をさせてあるのですが、傷病手当金は療養の一部になるかなという認識なのですが、これを別建てにしている何か理由はあるのですか。

○事務局 今まで傷病手当金という、そのものの予算、国民健康保険には傷病手当金というものがなかったので、今回、新型コロナウイルスに関しては、国からの通知等に基づいて、これに限定した傷病手当金を設けさせていただいたのですが、これがたしか令和5年5月7日で5類になったので、その期間までに罹患した人に対しては、対象になるということです。

ただ、実際、令和6年度は申請がなかったので0円。なので、今は傷病手当金という、そのものの予算科目がない状態になっております。

○●●委員 分かりました。

○事務局 結果的に令和5年度時点の比較という、以前出ていた項目として、令和6年度はゼロにはなっているのですけれども、それがゼロですよというところを示しているような形です。ここも、この項目自体、これからもゼロが続くかと思いませんので、そういった特殊な状況がなければ、この項目自体は、次回以降はなくなる形になるかもしれないです。

○議長 他に、どなたかございませんか。

他にないようでしたら、採決に入らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、議題2について、賛成していただける方は挙手をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員ですね。ありがとうございました。

賛成が全員なので、議題2、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）の（案）のところを消していただきたいと思います。

原案のとおり可決いたしましたので、以上をもって、議題2、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の（案）を消していただいて、終了させていただきます。

議案につきましては、以上の2件ということで、その他に何か御意見等がございましたら、ここで伺いしたいと思えますけれども、何かございませんか。  
どうぞ。

○事務局 本会議で御質問いただいた傷病手当金なのですけれども、確かに令和6年度はゼロですので、これからも予算科目にないのですけれども、ちなみに過去の実績では、令和5年度は、2件で4万2,723円。令和4年度がピークでして、22件、85万3,132円の傷病手当金を支給させていただいているという状況でございます。  
以上になります。

○議長 事務局はこれでよろしいですか。  
事務局、どうぞ。

○事務局 事務局から、連絡事項を伝えさせていただく前に、委員の方から事前に質問を受けておりますので、こちらについて回答をさせていただきたいと思えます。  
御質問の内容といたしましては、ニュースでも皆様、御覧いただいたことがあるかと思うのですが、外国籍の方が日本に来日して、3か月ぐらい日本に滞在して、高額な医療を受けて、保険税を払わないで、そのまま帰ってしまうというようなことが、要は少額の保険税の支払いで、高額な医療を受けられる。あえて国の名前とかは言わないのですけれども、そういった事例がありますので、白井市では、そのようなことがあったり、実際にそういった返還請求を行った事例はあるのでしょうかという御質問を受けましたので、これについて回答させていただきたいと思えます。

まず、結果といたしましては、不正に思われる事案とか、返還請求は行ってはおりません。

ちなみに、データといたしまして、現在、白井市の国保で外国籍の方は、令和7年4月1日現在、512人いらっしゃいます。世帯数でいきますと398世帯。うち、定住者とか永住者、永住の権利を持っていらっしゃる方は158名いらっしゃいます。大体の方は、一旦は白井市に来て、派遣会社ですぐにどこか地方に行ってしまうという方がいらっしゃるの、なかなか白井に定住される方は少ないので、512人、4月1日現在いるのに、永住者とか定住者の方は158人、そういった開きがあります。

医療費なのですが、医療費の高額医療費の基準というのは、80万円以上をいいますので、実際、令和6年度、80万円以上かかった件数が9件ございました。

ただ、この9件で、世帯でいえば7世帯なのですからけれども、そのうち、ほとんどの方が国保税の未納がない、もしくは、既にほかの場所に移られてしまっている。もちろん未納なしの状態に転出をされているという状態でございますので、未納のままどこかへ行ってしまったとか、そういった事例は、今のところは、白井市ではない状態でございます。

以上になります。

○議長 このようなご質問と説明があったのですが、その件に関して何か御質問。どうぞ。

○●●委員 大丈夫です。

○議長 では、以上をもちまして、本日の事務局からの資料にもありましたが、これで終わりにさせていただきたいと思えます。

では、この後は、事務局のほうに戻したいと思えます。よろしく申し上げます。

○事務局 ●●会長、委員の皆様、大変どうもお疲れさまでした。

最後に、次回の運営協議会の開催について、連絡させていただきます。

次回につきましては、11月の開催を予定しております。開催日時と議題等の詳細につきましては、事前に通知をさせていただきます。

これで本日の会議を終了させていただきます。皆様お疲れさまでした。